

平成30年度事業計画書

日本食肉加工協会は、平成24年4月1日に一般社団法人に移行してから7年目を迎える。

我が国の経済は、緩やかな回復傾向で推移しており、今後も輸出の緩やかな回復と個人消費の底堅い推移などにより、緩やかに回復するとみられている。

そして、我が食肉加工業界の経営環境をみると、生産の面では、平成27年10月のWHO傘下のIARC(国際がん研究機関)が行ったレッドミートと加工肉に関する発表により、ギフト商品を中心に少なからぬ影響を受け、生産の縮小を余儀なくされて落ち込んだものの、平成28、29年における業界あげての回復努力により、特に、29年は史上最高の生産数量を記録した。しかし、利益の面では、海外の原料食肉価格は安定してきているものの、円安の進行が圧迫要因となっているほか、副資材価格の高止まり、労働コストや流通コストのアップ等により、利益を圧縮せざるを得ない状況にある。

一方、国際関係に目を転じると、米国を除く11か国によるTPP11が本年3月にチリのサンチャゴで署名され、また、日・EUのEPA交渉についても昨年12月に妥結し、それぞれ発効に向けた手続きに移行している。

このような情勢の中で、昨年9月、食品表示基準の改正により、「加工食品の原料原産地表示制度」が義務化されたところである。また、「HACCPシステムの制度化」についても、食品衛生法の改正案が国会に上程されており、今後、我が食肉加工業界においてもこれらへの対応が課題となっている。

このように厳しい状況下ではあるが、食品業界全体を見渡すと、食品への異物混入や品質問題などによる回収事例が多数報道されており、我が食肉加工業界は、いかなる状況においても食肉及び食肉製品の安全性の確保を最優先に掲げ、品質の向上を図り、的確な表示を行うことが重要であり、このことにより消費者の信頼を得るとともに、消費者に対する選択の機会を広げ、食肉及び食肉製品の消費を底上げする必要がある。

日本食肉加工協会はこれらを踏まえ、平成30年度において、食肉及び食肉製品等の安全性の向上と高品質化、表示の適正化とその理解を醸成することを重要課題とし、必要に応じて関係団体とも連携、協力して事業を実施することとする。

1 安全性の確保に関する事業

1) HACCPシステムに基づく衛生管理講習会の開催

HACCPシステムに基づく衛生管理についての理解醸成のための講習会については、国の動きに対応しつつ実施し、食肉製品製造工場にHACCPシステムの導入推進を図る。また、国が示した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(基準B)」に係る手引書を作成し、普及する。

2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定事業

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（H A C C P手法支援法）に基づく食肉製品製造業の指定認定機関として、食肉製品製造工場の審査・認定を行う。

3) 食品衛生法の改正等に伴う関連情報の収集及び提供

関係省庁等から情報を収集し、会員、消費者等へ新しく正しい情報を分り易く提供する。

4) 食品等関連団体の主催するセミナー等への参加

食品等関連団体が実施する各種講習会等を通じて情報の収集を行い、会員等へ迅速に提供する。

5) 食肉加工品の安全性に関する問合せへの対応

会員、消費者等からの問合せに対し、正しい情報の提供に努める。

2 品質・製造技術の向上及び規格・表示に関する事業

1) 食肉加工技術講習会の開催

食肉及び食肉製品等に関する総合的な知識や食肉加工の基礎的な製造技術等の修得を目的とした講習会を開催する。

2) 品質規格委員会の開催等

食肉製品等の品質、規格、衛生及び表示問題に関する各種検討と意見集約を目的に、会員と有識者からなる委員会を開催する。

3) 食品等関連団体の主催するセミナー等への参加

食品等関連団体が実施する各種講習会等への参加を通じて情報の収集を行う。

4) 品質等管理優良事例の表彰

品質等の管理において優良と認められる J A S 認定製造業者を表彰する。

5) 消費者等からの品質・規格・表示等に関する問合せへの対応

消費者等からの問合せに対し、正しい情報の提供に努める。

3 経営の改善等に関する事業

1) ハム、ソーセージ、ベーコン製造技能検定の推進と実施への協力

食肉加工業界の製造技術の向上を目指すため、日本ハム・ソーセージ工業協同組合（以下「組合」という。）に協力して技能検定実技試験を実施する。

2) コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事業

組合及び一般社団法人食肉科学技術研究所（以下「食肉科研」という。）と協力して、会員への講習会を開催する。

3) 食肉加工業に関連する法令の改正等に伴う関連情報の収集及び提供

関係省庁等から情報を収集し、会員への情報提供に努める。

4) 食肉加工関係功労者の表彰

会員の従業員であって、重要な発明、業務成績の向上及び防災等で業績のあった者又は永年勤続し他の範とするに足る者を表彰する。

4 普及啓発に関する事業

組合、食肉科研及びハム・ソーセージ類公正取引協議会と協力し、J A S 製品を含むハム・ソーセージ等の食肉製品の正しい知識の普及啓発とこれら食肉製品の消費拡大を図るために次に掲げる事業を行う。

1) 業界紙等への広告

食品関係誌等への記事広告を行う。

2) 食肉産業展等のイベントへの参加

食肉産業展への出展を行う。

3) 加工情報誌の発刊等

収集した食肉及び食肉加工品に関する情報を編集し、食肉加工情報誌として広く関係者等への配布を行う。

5 協会の目的を達成するために必要な事業

会員の意見を踏まえ、食肉加工品を巡る制度の改善に関する希望、消費税の運用、及びT P P、F T A等の国際交渉等、業界に甚大な影響を及ぼす案件に関しては、必要に応じ政府、関係機関に対し、提案・要請活動を行う。